

京都市告示第 4 5 3号

道路法第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 2 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
壬生緯59号線	中京区壬生相合町30番地の2地先から 同町29番地の2地先まで	告示の日
山科御陵経4号線	山科区御陵田山町30番地地先から 同区御陵平林町22番地地先まで	同 上
山科小山緯17号線	山科区小山北溝町6番地の2地先から 同町48番地の2地先まで	同 上

(建設局土木管理部道路明示課)